

# Partner

パートナー Vol. 58 2023.3 蕨市

パートナーとは…

女性と男性が共に明るい地域社会を築き上げようという意味と、市民の皆さんと市が共に手をたずさえていこうという願いが込められています。

令和4年10月1日 育児・介護休業法が改正!

特集

## 男性も育休をとろう!



「育児介護休業法」が改正され、男性の育児休暇がより柔軟に取得できるようになりました。

男女共同の意識の浸透が進むなか、仕事も子育ても充実させたいという価値観を持つ方たちが増えてきています。一方、共働きが増えた昨今、子育て世帯を取り巻く環境は家庭によって課題もさまざまあることでしょう。

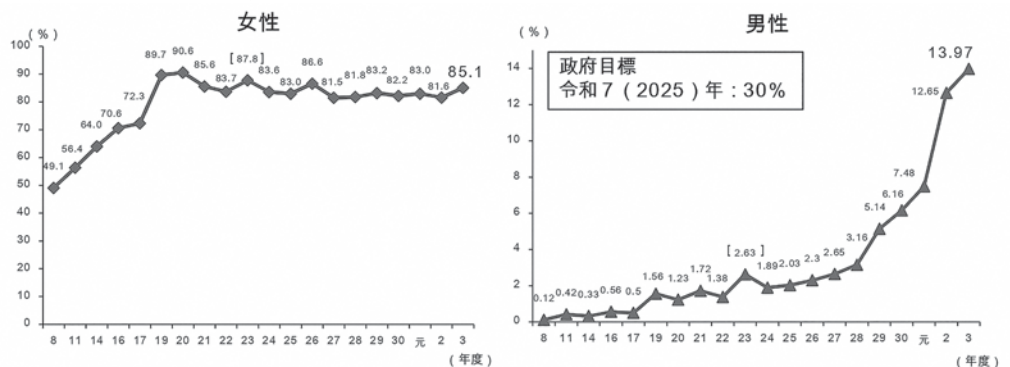
蕨市では、身近なところから男女共同参画について考えるきっかけにしようと、平成12年（2000年）から「イクメンフォトコンテスト」や「ひとコマフレーズ」といった作品募集事業に取り組んでいます。厚生労働省では、男性の積極的な育児休暇取得を促すべく、令和4年4月1日から、「育児・介護休業法」を段階的に施行して、

10月1日には、産後パパ育休（出生時育児休業）制度の創設や育児休業の分割取得が可能になるなど、育児や介護をしながら働く人たちが、仕事と家庭を両立できるように支援を進めています。

そこで、今回のパートナーでは、育児・介護休業法のポイントを押さえつつ、実際に育児休暇を取得した方の声をお届けし、仕事と家庭の両立について考えます。

男女別育休取得率の推移

女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準となっている。（令和3年度：13.97%）



育児休業取得率 =  $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

（※）平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。  
（注）平成23年度の [ ] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

Contents

- P2-P4 特集 男性も育休を取ろう!
  - ・法律の改正によって育休はどう変わったの?
  - ・育休インタビュー
- P5 令和4年度男女共同参画作品募集事業「ひとコマフレーズ」結果発表
- P6 セミナーレポート 埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー「就職後も役立つコミュニケーション ～アサーションを身につけよう～」
- P7 インフォメーション
- P8 DV相談について

## 法律の改正で 育児はどう変わったの？

令和4年10月1日より「育児・介護休業法」が改正されました。これにより、特に男性が従来よりも柔軟に育児休暇を取得しやすくなりました。改正点は以下の通りです。

今回の法改正では、まず、「産後パパ育児」制度が追加されました。この制度は、従来の育児とは別に取得可能で、産後8週以内に4週まで取得することができます。これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設け、産後の母子が不安定な時期に父親がサポートしやすくすることが期待されます。

また、従来からあった育児制度も、開始日の縛りが無くなったほか、再取得や分割が可能になり、2022年10月からは、男女ともそれぞれ2回まで取得することが可能となりました。

## なぜ男性の育児が 推奨されているのか

「産後パパ育児」のように男性の育児休業を促す制度ができました。これによって、積極的に育児をしたい男性の希望を実現することも、

女性側に偏りがちな育児や家事の負担を分かち合い、夫婦で協力することで、女性の出産意欲や就業継続の促進に繋がります。これまでの育児は女性がするものというイメージを払拭し、「育児は夫婦でするもの」という考え方が広まることによって、男女共同参画が推進されます。

### POINT 2

育児休業を**分割**で取得  
できるようになりました。



### POINT 1

新たに  
「産後パパ育児  
(出生時育児休業)」制度が  
創設されました。

### 出生時育児休業（産後パパ育児）と育児休業の分割取得の改正概要

	産後パパ育児 (R4.10.1～) 育児とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化	育児開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に 限り再取得可能	再取得不可

# ♪ 育休インタビュー♪



令和5年1月11日、保健センターにおいてパパ・ママ講座（ウエルカムベビー教室）が開催されました。そこで、参加されていたご夫婦に、男性の育児参加についてインタビューをしました。

※パパ・ママ講座（ウエルカムベビー教室）とは？

蕨市保健センターでは、皆さんの育児力向上に役立てるため、初めて出産を迎える妊婦さんがいる世帯の方を対象に、毎月、パパ・ママ講座（ウエルカムベビー教室）を開催しています。

実地開催のほかにお風呂の入れ方、着替えの仕方、赤ちゃんのおむつの替え方、抱っここの仕方などを動画で配信しています。



動画の視聴や、講座の詳細は保健センターのウェブサイトをご覧ください。

保健センターでは、2組の方にインタビューにご協力いただきました。すでに赤ちゃんが誕生した男性と、まもなく迎える予定の夫婦です。赤ちゃんが産まれる前と後の違いを踏まえて質問しました。



① 昨年11月に女の子の赤ちゃんが生まれた男性のAさん（30代 会社員）

（どうして育休を取得されたのですか？）

娘が産まれる前の昨年10月に育休に関する法改正があり、会社でその対応について話し合った際に、ちょうど自分が取得してみようという運びになりました。また、育児に深くかかわってみたいと思っていたことが大きな動機となりました。

（育休を取得されて変わったことはどんなことですか？）

里帰り出産だったので祖父母のサポートもあり、産まれてくる子どもを万全の状態で迎えることができ、誕生の喜びを家族で分かち合うことができました。そのため、赤ちゃんが長い時間一緒にいることができたので、家族のコミュニケーションが増え、より愛情や家族の絆が深まったと思います。そして、結果的に育児に対してモチベーションが上がるといえるか、前向きな気持ちになりました。

（育休を取得してみて実感したことを教えてください）

妻は娘に付きっきりで、家事や買い物等、夫ができることは率先して分担していく必要があると感じました。また、初めての育児で不慣れということもありますが、夫婦で協力しないと大変だと実感しました。

（手続きや復職など仕事の関係についてお聞かせください）

育休の手続き自体は、申請書を1枚提出するだけで簡単でした。また、2週間という期間だったので、復職もスムーズでした。

（講座に参加した感想をお聞かせください）

今回の講座（保健センターのウエルカムベビー教室）のような、育児に関する催しに男性も積極的に参加してほしいと思います。



②4月に子どもが生まれる予定の  
Bさん夫婦(20代 会社員)

**(育児を取得される予定はありませんか。また、動機などがあれば教えてください。)**

育児は1か月取得する予定です。初めての子どもということもあり、育児は大変と聞いているので、できる限り妻の負担を減らしたいと思います。また、勤務先に育児休暇を取得した男性の同僚がいたこともあり、自分も取ってみようと思いました。

**(女性側の視点を伺います。男性の育児参加について期待することは何ですか?)**

初めての出産で不安な部分もあり、そばにいてもらえるだけでも心強いです。積極的に頼りたいと思います。

**(育児に向けて心構え等はできていますか)**

育児休暇中は仕事とは頭を切り替えて育児に専念したいと思っています。わからないことがあれば、以前育児をとっていた先輩に聞きたいと思っています。



赤ちゃんの人形を使って抱っここの仕方やおむつの替え方を学びます。人形は実際の赤ちゃんと同じ重さで(3キログラム)、最初はぎこちないかもしれませんが、繰り返すうちに要領が分かってきます。



7組のご夫婦が参加し、助産師さんから初めて赤ちゃんと接するうえで大切なポイントを熱心に学びました。

保健センターでの講座に取り組み姿を見ていて家族の一体感が強まっていると感じました。さらに、インタビューにおいても、男性が育児を取得したこと、ご夫婦で育児に励むことになり、家族の絆が深まったという意見をいただきました。

きました。一般的には、出産する女性の負担軽減という印象がある育児ですが、家族の関係に良い影響を及ぼすのは見落としがちかもしれません。リットと言えそうです。

今後、子どもが生まれる予定の方には是非、育児休暇を取っていただき、育児を通じて家族の仲をより深めていただきたいと思います。

また、男女共同参画の視点からは、男性が積極的に育児に参加することで、これまでの、「育児は女性がするもの」というイメージを払拭し、より公平な男女平等が実現できると考えていますので、育児は夫婦二人三脚でこなすものという考え方が根付くよう、蔽市ではこれからも活動してまいります。



身近な生活の中から、男女共同参画の理解と関心を深めることや家庭での男女共同参画を促進することを目的として、市から提供しました、「買い物」や「おむつ替え」などの日常のひとコマのイラストに、男女共同参画に関してのフレーズを入れてご応募いただき、「ひとコマフレーズ」を開催し、53名の方から98作品のご応募いただきました。

ご応募ありがとうございました。

## 「ひとコマフレーズ」受賞作品

### 最優秀賞



「手伝うよ」とつい言うってしまうけれど、  
これからは「僕がやるよ」にしよう!

(審査員講評) 意識改革を行い、夫婦で互い助け合っている様子が目に浮かぶ素敵な作品です。

(子)「今日はおひひの日だから重いものをたくさん買ってね、  
ママ喜ぶよ。」  
(父)「そうだね、ひひひは力持ちだからまだまだ買えるよ。」

(審査員講評) 夫婦の役割分担があり、夫婦で家事・育児を行っているのを感じる作品です。



### 優秀賞

### 優秀賞



少しずつ大きくなっていくのがわかるなあ

(審査員講評) 普段からおむつ替えをしているからこそ感じる事です。

(父)「一週間分の材料ってこんなにあるんだね。」  
(子)「ママがこれに魔法をかけて  
おいしいご飯にしてくれるんでしょ。」

(審査員講評) 一週間分の食材はたくさんになる。献立を考えるのも大変だけど、それを魔法に例えているのがナイス!!



### パルシステム 埼玉賞

### 関東図書 株式会社賞



(子)「今日はおひひと一緒に勉強したいな。」  
(父)「よし、頑張ろう!」

(審査員講評) 父子ともに前向きに一緒に取り組む姿勢を感じました。

(子)「昨日のチャーハンおいしかったよ」  
(父)「じゃあ今日は家族みんなでギョウザを作ろう。」

(審査員講評) 家族で餃子を作る様子が想像でき、ほのぼののできる作品です。



### 蕨市観光 協会賞

# 就職後も役立つ「コミュニケーションケースセミナー」を受講しました！

10月24日に中央公民館で行われたセミナー「就職後も役立つコミュニケーションケース～アサーションを身につけよう～」を受講してきました！

## ◇アサーションって何？

皆さんは「アサーション」という言葉を聞いたことはありませんか？

アサーションとは「相手の立場を踏まえながらも自分の立場や考えをきちんと伝える考え方」のことです。

「さわやかな自己主張」とも言われ、自分も相手も大切にするとコミュニケーションスキルとして注目されています。



を受講しました！

今、退職理由のトップは「人間関係」です。コロナ禍で、オンラインのやり取りが増え、相手の雰囲気を感じにくくなり、元々コミュニケーションに苦手意識のある人はさらに苦労しています。

この講座の目的は、アサーションの基本を理解し、表現を実践して「自分の新しいクセ」を身に付けようというものです。

## ◇自分を知ってから実践ワーク

一つ目のワークは、対人関係における二つのタイプを知り、自分がどのタイプなのか知る作業でした。チェックリストを二つ使って、自己主張の強さから、3段階に分けてみました。そして相手と向き合う姿勢の基本を四つ教わりました。

- ①自分にも相手にも誠実であること
- ②気持ちや要求は率直に伝えること
- ③自分を卑下したり、逆に相手を見下すことなく、対等に接すること

④自分自身がその行動を決断したという意識を持ち、結果に責任を持つこと

…理屈で分かっている、とっさに言葉が出てこない、なんてこともありますよね。

二つ目のワークは実践編で、「依頼する時」と「断わる時」の二つのケースを自分で考え、講師と意見交換しました。両方を一緒に考えることで、どちらの立場の気持ちも理解でき、より良い言葉を探すことができました。

## ◇コミュニケーションのコツ

最後に職場でのより良いコミュニケーションのコツを4つ教わりました。①敬意を持って接する…日頃から相手に積極的に話しかけていると、学ぶことも多いそうです。②相手の立場や状況を理解する…相手には相手の言い分があることが想像できれば、解決策が生まれます。③自分の責任も認める…そうすれば相手も聞く耳を持つてくれます。④自分の意見はきちんと述べる…切り出し方や時を選びますが、はっきり言い切ることが大切だそうです。

## ◇メールのエチケットとして

日本は今まで「コミュニケーション教育が足りなかったと言われます。今からでも自分の『コミュニケーションの新しいクセ』を身に付け、人間関係が楽になるといいですね。

参加者からは「子どもとの関係に使えるし、子どもに良い手本が見せられれば『メールの返信で気持ちを伝えても良いことが分かった。』仕事のやり取りで、相手が答えやすいよう、工夫をしようと思う。」等、前向きな感想が出ました。

急速に通信機器が発達し、戸惑っている人も多いと思いますが、この流れは止められないでしょう。仕事以外にも応用が利く「アサーション」を是非身に付けたいと思いました。





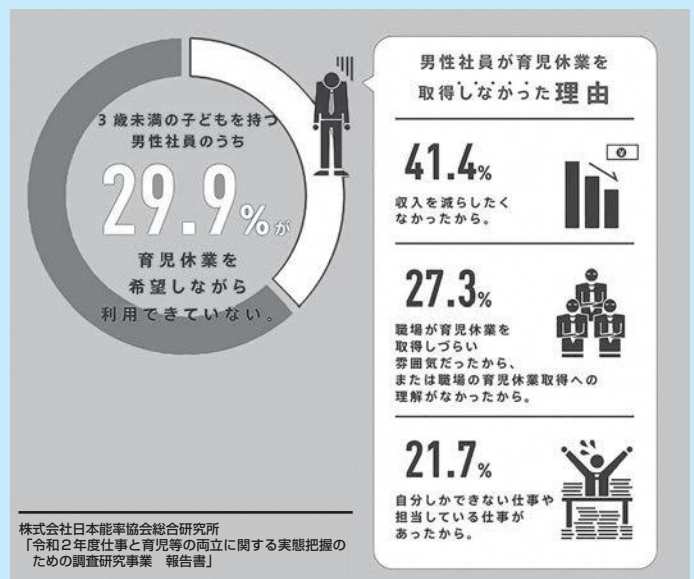
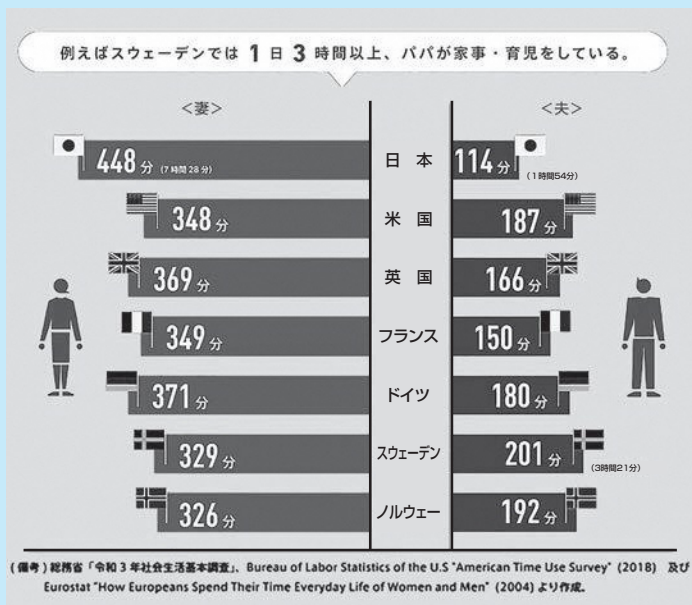
## ●イクメンプロジェクト●

「イクメンプロジェクト」とは、働く男性が、育児をより積極的にすることや、育児休業を取得することができるよう、社会の気運を高めることを目的とした厚生労働省によるプロジェクトです。新たな制度である産後パパ育休や企業の取り組みなどが社会に浸透・定着し、あらゆる職場で男性が育児休業を取るの自然となることを目指しています。

イクメンプロジェクトのホームページ (<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>) では、男性の仕事と子育ての両立について、企業の好事例集やパンフレット等関係資料の作成・掲載、育児と仕事の両立体験談の掲載、自治体の取組情報の収集・発信等、侍のキャラクターが目を引きやすい構成で、広く情報提供を行っています。

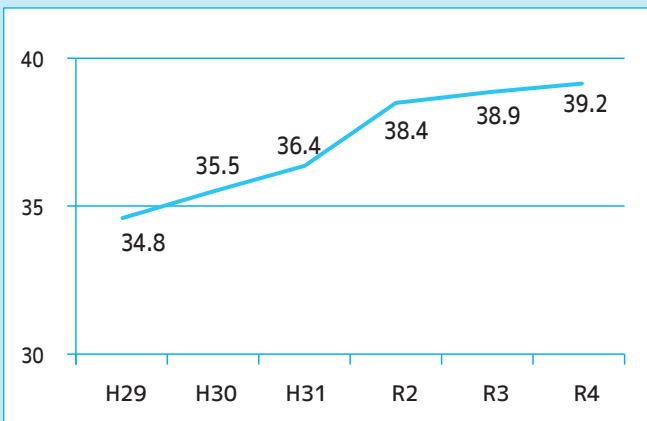
見やすくわかりやすい情報がたくさん！

(出典：「男性の家事・育児、育児休業に関するビジュアルデータ」(厚生労働省))



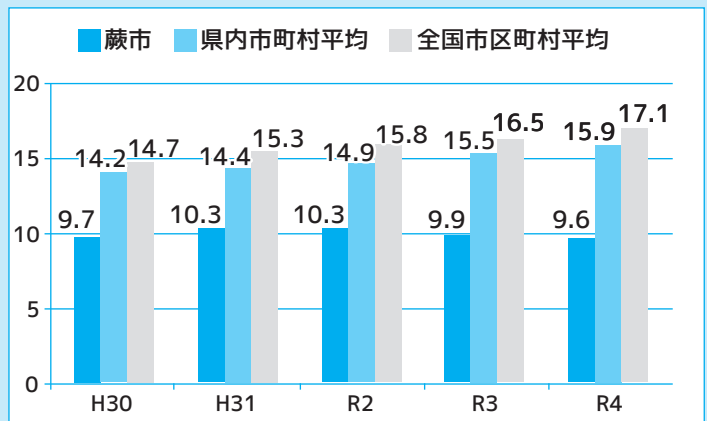
## ●女性活躍データ●

男女共同参画の進み具合を示す指標に審議会等の女性登用率と地方公共団体の女性管理職の割合があります。蕨市では令和5年度までに40%とすることを目標としています。



審議会の女性委員の登用状況

※ここでいう審議会とは、地方自治法（第202の3）に基づき、法令・条例で設置されている審議会（附属機関）を指します。



地方公共団体の管理職に占める女性の割合 (%)

※ここでいう管理職とは本庁の課長及びこれに相当する職以上です。

# ご相談ください!

思い当たることはありませんか?  
ひとりで悩まないで!!!

## DV相談

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談に応じるほか、被害者の自立や支援に必要な情報の提供や関係機関との連絡調整、援助等を行います。予約は不要です。

DVは殴る蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力などがあります。「おかしいな」と感じたら、まずは相談してみませんか?

### 【蕨市配偶者暴力相談支援センター】

(蕨市市民生活部市民活動推進室)

**Tel048-433-7745**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

※火・水・木(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00は、  
社会福祉士の資格を持った女性相談員が対応します。

誰にも話せなかった悩み・・・  
思い切って話してみませんか?

## 女性の心と生き方相談

女性フェミニストカウンセラーがあなたの心の整理をお手伝いしながら、一緒に解決の糸口を探していきます。予約制です。事前にご連絡ください。

- 家族・子育て・介護のこと
- 自分自身のこと
- 仕事のこと
- 近隣との関係のこと
- 性のこと、身体のこと
- その他どんなことでも

相談日：第1・3・4金曜日

時間：午後1時15分～4時05分

相談時間：1人50分

※相談は無料です。※秘密は厳守いたします。

※相談は面談または電話で応じます。

予約・お問合せ 市民活動推進室 Tel048-433-7745

## DV相談+ (プラス)

こちらは国(内閣府)が設置している相談窓口です。電話・メールの相談には24時間対応しています。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

電話相談 **0120-279-889**

(24時間受付)

メール、チャットによる相談はDV相談+のホームページから行うことができます。(https://soudanplus.jp/)

※チャット相談は12:00～22:00。

## 男性のための電話相談

WithYouさいたま相談では、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。

- 職場の人間関係のこと
- 家族・夫婦のこと
- DVのこと
- 生き方のこと
- その他どんなことでも

相談日：毎月第1、3日曜日(6月19日、1月1日を除く)

時間：午前11時～午後3時

対象者：埼玉県在住・在勤または在学の男性  
(性自認が男性の場合を含む)

※相談は無料です(通話料はかかります)。

※秘密は厳守いたします。

※匿名でお受けします。

相談はこちら **Tel048-601-2175**

## パートナー第58号

(2023年3月1日発行)

企画編集 パートナー編集委員会

(蕨市市民生活部市民活動推進室)

編集委員 加藤光男 杉山節子 土肥仁美

〒335-8501 蕨市中央 5-14-15 電話 048-433-7745

Eメール siminsit@city.warabi.saitama.jp

### 編集後記

杉山：私の娘の夫も育休を取り、私も大変助かりました。今の若い人は就職先を探すときに、男女とも育休の取得率を重視するようです。その会社が働きやすいかの基準として見ているのですね。

土肥：育休をとることで見えるものは何でしょうか？ パパママ、会社もそして社会こそ、子どもの成長に追いついていかななくてはなりませんね。

加藤：男性が育休を取るといっても、職業によっては厳しい現状があると思います。しかし、今回のパートナーを通して、育休を実際に取得することは難しくても、育休について考えてもらえれば幸いです。

パートナー編集委員募集 一緒に楽しく男女共同参画を学びながら、パートナーの編集をしてみませんか。